

議案第 5 6 号

北本市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の廃止について

北本市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 8 月 3 0 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例を廃止する条例

北本市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例（昭和 6 2 年条例第 2 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
別表視聴覚ライブラリー運営委員会委員の項を削る。
（北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）
- 3 北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 5 6 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 教育委員会の附属機関の表北本市視聴覚ライブラリー運営

委員会の項を削る。